

羽曳野市道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧						
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表						
	占用物件		単位	金額			金額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	1本につき1年	<u>3,700円</u>	電柱	1本につき1年	<u>3,500円</u>			
		支柱		<u>3,800円</u>			支柱	<u>3,500円</u>		
		支線柱		<u>1,800円</u>			支線柱	<u>1,600円</u>		
		支線		<u>730円</u>			支線	<u>680円</u>		
	電話柱	電話柱		<u>2,200円</u>	電話柱		電話柱	<u>2,000円</u>		
		支柱		<u>3,000円</u>			支柱	<u>2,800円</u>		
		支線柱		<u>1,600円</u>			支線柱	<u>1,500円</u>		
		支線		<u>730円</u>			支線	<u>680円</u>		
	その他の柱類				<u>220円</u>		その他の柱類			<u>200円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	<u>22円</u>		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>20円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類				<u>13円</u>		地下電線その他地下に設ける線類			<u>12円</u>
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	<u>2,200円</u>		路上に設ける変圧器		1個につき1年	<u>2,000円</u>
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>4,300円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>4,000円</u>			
郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>1,800円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>1,700円</u>			
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,000円</u>			
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>90円</u>	法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの		<u>84円</u>		
	外径が0.07メートル以上			<u>130円</u>		外径が0.07メートル以上		<u>120円</u>		

掲げる物件	0.10メートル未満のもの				掲げる物件	0.10メートル未満のもの			
	外径が0.10メートル以上			<u>200円</u>		外径が0.10メートル以上			<u>180円</u>
	0.15メートル未満のもの					0.15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上			<u>260円</u>		外径が0.15メートル以上			<u>240円</u>
	0.20メートル未満のもの					0.20メートル未満のもの			
	外径が0.20メートル以上			<u>390円</u>		外径が0.20メートル以上			<u>360円</u>
	0.30メートル未満のもの					0.30メートル未満のもの			
	外径が0.30メートル以上			<u>520円</u>		外径が0.30メートル以上			<u>480円</u>
	0.40メートル未満のもの					0.40メートル未満のもの			
	外径が0.40メートル以上			<u>900円</u>		外径が0.40メートル以上			<u>840円</u>
0.70メートル未満のもの				0.70メートル未満のもの					
外径が0.70メートル以上			<u>1,300円</u>	外径が0.70メートル以上			<u>1,200円</u>		
1.00メートル未満のもの				1.00メートル未満のもの					
外径が1.00メートル以上のもの			<u>2,600円</u>	外径が1.00メートル以上のもの			<u>2,400円</u>		
マンホールその他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,300円</u>	マンホールその他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>2,200円</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>2,000円</u>
	地下に設ける通路			<u>1,300円</u>		地下に設ける通路			<u>1,200円</u>
	その他のもの			<u>4,300円</u>		その他のもの			<u>4,000円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>40円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>
道路法施	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方	<u>430円</u>	道路法施	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方	<u>400円</u>

行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。）	るもの	メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>3,500円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>430円</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,300円</u>
		その他のもの		<u>2,200円</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>430円以内の額</u>	
行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。）	るもの	メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,000円</u>
	標識		1本につき1年	<u>3,200円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>40円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>400円</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>40円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,000円</u>
		その他のもの		<u>2,000円</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>400円以内の額</u>	